

South China - Asia Business Report

Vol. 60
March
2017

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

- 中国での外国人就業許可にかかる最新政策と留意点 3
- “一帯一路”構想を支える国際金融機関 8
～IFFO にみる外資参入のチャンス～

Regional Business

Thailand

- タイ法人の撤退・清算時における実務上のポイント 13

Vietnam

- ベトナム税務最前線 17
～税法改正と税務調査のトレンド～

India インドの税制 [62]

- 2017 年度インド予算案における税制改正概要 20

China 解説・中国ビジネス法務 第 25 回

- インターネット安全法の解説と実務への影響 23

China

- 中国での会計と IFRS の動向 28
～収益認識基準について～

Hong Kong

- 香港における BEPS への対応に関する公開草案の概要 31

Macro Economy

- アジア経済情報:シンガポール 34

Briefs

Topics

中国での外国人就業許可にかかる最新政策と留意点

広東省など一部地域で始まっていた、中国で就労する外国人に対する新たな許可制度が4月1日から、全国でスタートする。新たな制度では、年収、学歴、年齢、勤務年数等の項目ごとにポイントを設定し、A類(ハイエンド人材)、B類(専門人材)およびC類(一般人材)の3つに分けて、ポイントの多い有能な海外人材を優先的に受け入れる。一方で、一定の学歴・職歴や資格を持たない人材については選別・管理を厳格化させる内容となっているため、特に中小企業における中国駐在員の選定・配置に一定の影響を与えそうだ。本稿では、新たな就業許可制度の概要と手続きの流れ、および、就業経験が浅い、勤務期間が短い、年齢が高いケースなどポイントが不足する場合の解決策や留意点について解説する。

“一帯一路”構想を支える国際金融機関 ～IFFO にみる外資参入のチャンス～

中国から英国まで、ユーラシア大陸の東と西を陸海で結び、地域経済の振興と共栄をうたう“一帯一路”構想(Belt and Road Initiative)。2013年の提唱以来、中国主導によるアジアインフラ投資銀行(AIIB)の設立や沿線各国で始動したインフラ開発プロジェクトなどにより、同構想は着々と現実味を増しつつある。

同構想の資金需要は8兆米ドル以上とされる中、これを金融面から支える動きも活発化している。ここでは一帯一路構想に関する金融分野での足もとの動向を通し、一帯一路関連プロジェクトへの日系企業の参入機会を探る。

Regional Business

タイ法人の撤退・清算時における実務上のポイント

5,000社を超える日系企業が進出するタイであるが、国内経済の停滞などを受け事業の縮小や撤退を検討するケースが増えつつある。タイ事業からの撤退は、必要な手続きや諸注意事項に気を付ければ、他のアジア諸国と比べ、労務争議等のトラブルや税務リスクは低いと考えられる。ここでは、タイ事業の撤退にかかる実務上の留意点について、事例をもとに解説する。

ベトナム税務最前線～税法改正と税務調査のトレンド～

ベトナムでは近年、税法の改正・整備を進める一方で、税収確保のため、税務調査を厳格化して徴税を強化する傾向がうかがえる。企業の税務リスクは、数年

に1度行われる税務調査で顕在化することが多い。対策としては、常日ごろから正確かつ保守的な税務申告を行うことや、定期的に専門家による税務レビューを受けて税務調査に備えることが考えられる。ベトナムにおける足もとの税務トレンドについて考察する。

インドの税制 [62] 2017年度インド予算案における税制改正概要

先ごろ国会に提出された2017年度インド予算案における税制改正の概要を紹介する。今般予算案は、インフラ整備や海外からの投資による経済成長、中低所得者層の底上げによるインド国内景気の向上、財政健全化を意識した内容となっている。税制改正についてはGST(Goods and Service Tax)の導入を見越し、間接税については大きな変更はなかったものの、直接税については、中小規模企業の法人税率引き下げ、スタートアップ企業への税制優遇適用、インド非居住者からの外貨建借入に対する支払利息にかかる源泉優遇税率延長などが盛り込まれた。

解説・中国ビジネス法務 [25] インターネット安全法の解説と実務への影響

中国におけるインターネットの安全管理に関する事項を規範化した『インターネット安全法』が6月から施行される。同法は中国内資、外資企業、また外国企業を問わず、中国国内におけるインターネットに関する活動全般に適用されるほか、各行為義務の主体となっているインターネット運営者の概念が広く、内容も抽象的であることなどから、ネット統制の強化につながるとの懸念の声も大きい。同法の概要とあわせ、日系企業が留意すべきポイントを説明する。

中国での会計と IFRS の動向～収益認識基準について～

IFRS(国際財務報告基準)第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化が、18年1月1日以降に開始する事業年度から適用開始となる。中国ビジネスを拡大する企業が増える中、自社グループの中国子会社が適用している収益認識基準について理解することは非常に重要となる。ここでは、中国現地で採用し得る収益の認識基準として、①発票基準に基づく収益認識、および②新会計準則(新CAS)に基づく収益認識について紹介し、IFRS第15号適用に伴う中国での取り扱いについて取り上げる。

香港における BEPS への対応に関する公開草案の概要

多国籍企業が各国の税制の違いを利用した租税回避により税負担を軽減することを防ぐことを目的とした、OECDによるBEPS(税源浸食と利益移転)行動計画。香港政府が昨秋、公表した当地におけるBEPS対応草案では、これまで実務ガイドラインのみであった移転価格税制に関する制度を成文化するとしており、従前はなかった移転価格の文書化が義務付けられるなど、日系企業にとって大きな影響が考えられている。

Macro Economy

アジア経済情報：シンガポール

2016年3Q(7～9月期)の実質GDP成長率は前期比年率▲2.0%と、マイナス成長に陥った。シンガポール通貨庁(MAS)が10月末に発表した半期経済報告によると、「16年の成長率は+1～2%という予測の下限、17年はそれを多少上回る程度」と予測されている。また、雇用者1,000人当たりのレイオフ数が、15年前半の1.7人、同年後半の2.1人に対し、16年前半は2.4人に達しているとして、雇用環境の悪化が強調されている。16年4Qの成長率は、3Qにおける大幅マイナス成長の反動で、いったんは上昇する可能性が高いとみられるが、17年の成長率は低調だろう。実質GDP成長率は16年が+1.3%、17年が+1.7%と予測する。

Editorial

数年ぶりに格安航空を利用した。実は以前利用した際に、みやげ物がたつぷり詰まったスーツケースが行方不明に。幸い、すぐ見つかって数日後には日本の滞在先に届いたものの、新品のスーツケースの鍵が壊れてボロボロになっていたり、苦情にも誠実な対応が見られなかったりと、もう二度と乗るものかと思っていた。

今回は急な帰国、かつ手荷物だけだったため、やむを得ず手配したのだが、インターネットでの予約は拍子抜けするほどの簡便さ。手狭なシートも、必要最低限のサービスも、数時間限りのことと考えれば大きな不満を感じることもなく、無事に旅程を終え、料金はいつも利用している航空会社の半分以下で済んだ。

復路便の機内を埋め尽くしていたのは、日本の雪景色を満喫し、翌日からの仕事に備えてぐっすり眠る外国人観光客。飛行機での移動に何を求めるかは人それぞれだが、単なる移動手段と割り切り、これだけお手ごろであれば、また利用してもよいかと、早くも次の旅行の計画を考え始めている。



中国での外国人就業許可にかかる 最新政策と留意点

キャサリン・チャン みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国で就労する外国人に対する新たな許可制度が4月1日から、全国でスタートする。既に広東省など一部地域で始まっていた同制度だが、有能な海外人材を優先的に受け入れる半面、一定の学歴・職歴や資格を持たない人材については厳しい条件を課すなど、海外人材の選別・管理を厳格化させる内容となっており、中国駐在員の選定にも一定の影響を与えそうだ。本稿では、新たな就業許可制度の概要と手続きの流れ、および留意点について解説する。

新制度の概要

今般制度は中国国務院が専門家と一般外国人に分かれていた就業許可を「外国人来華就業許可」に一本化し、申請資料の簡素化や審査・批准手続きの最適化を目指す方針を受けたもの。全国での導入に向けた試行措置として、まず国家外国专家局が2016年9月、「外国人の中国での就労許可制度の試行展開にかかる通達」¹（外專発〔2016〕151号、以下通達）を公布し、同年11月から17年3月まで、北京、天津、河北、上海、安徽、山東、広東、四川、雲南、寧夏の10の先行試験区で試行されている。17年4月からは全国に適用範囲を拡大して施行される予定だ。

通達では、国家外国专家局が提唱している「高度人材に対し積極誘致、専門人材に対し適宜制限、一般人員に対し厳格に制限」という基本方針に従い、中国で就労する外国人を3つのランクに分け、

審査を実施するとしている。申請書類や手続きの電子化も進められており、先行試験区内で試行期間（16年11月～17年3月）に就業許可を申請する場合はすでに、新制度専用オンラインプラットフォーム²で手続きを進めることが求められている。

通達に添付されている外国人来華就業分類基準（試行）によると、中国で就労する外国人はA類（ハイエンド人材）、B類（専門人材）およびC類（一般人材）に分けられている。

このうちA類の高度人材は、中国経済社会分野の発展に必要となる科学者、国際的な企業経営者、専門家、「高学歴、業務に精通する、トップクラス」の人材等を対象とし、6項目の条件のうち、いずれか1つの条件に該当する必要がある（図表1）。また、A類の申請には年齢や人数の制限を設けておらず、高度人材の「グリーンチャネル」³および「不完全申

¹ 国家外国专家局关于印发外国人来华工作许可制度试点实施方案的通知(外專发〔2016〕151号)

² 外国人来华工作许可服务系统

³ 書面申請ではなく、オンラインですべての手続きを行うこと。

【図表1】外国人就労者の分類と条件

A 類	<ul style="list-style-type: none"> ① 中国の人材誘致計画で選出されている者 ② 国際的に認められた実績を持つ者 ③ 市場動向に則り奨励される職位に就く者 ④ イノベーション・起業人材 ⑤ 優秀青年人材 ⑥ ポイント 85 点以上の人材
B 類	<ul style="list-style-type: none"> ① 学士以上の学位を持ち、2 年以上の関連業務経験がある外国専門人材 ② 中国国内の大学で修士以上の学位を取得した優秀な卒業生 ③ 世界ランキング 100 位以内の大学で修士以上の学位を取得した卒業生 ④ 外国語の教員 ⑤ ポイント 60 点以上 85 点未満の人材
C 類	<ul style="list-style-type: none"> ① 国務院関連行政主管部門が批准し雇用する者、もしくは中国と外国政府との協議に基づいて雇用する外国人 ② 政府間協議に基づいて中国でインターンを行う外国青年 ③ 外国人ハイエンド人材に帯同し中国で家事サービスに従事する外国人 ④ 遠洋漁業などの特殊領域の業務を行う外国人 ⑤ 季節性労働に従事する外国人 ⑥ その他の職位割当管理を実行する外国人

(資料)外専発[2016]151号よりみずほ銀行作成

請受理」⁴サービスが実行される。

B 類は5項目の条件のうち、いずれか1つの条件に適合すれば認定される。人数の制限はないものの、市場の需要に応じるとされている。このほか、C 類は国内労働力市場の需要を満たし、国家政策規定に適合する臨時的、季節的、非技術的またはサービスの業務に従事する外国人一般を対象とし、割当管理が実行される。

手続きフロー

国外または国内で外国人就業許可を申請する場合

⁴ 提出資料が不完全な場合でも、主要資料および管轄地域外国専門家局発行の「不完全申請受理承諾書」が提出されれば、申請手続きを行うことが出来る。

合、まず雇用者となる中国国内の会社がオンラインで登録し、雇用契約、職歴証明書、無犯罪記録証明書、健康診断証明書、最高学位証書証明書等の資料を提出する。A 類であれば5営業日以内、その他の場合は 10 営業日以内に提出された資料について予備審査が行われ、資料が十分でない場合は、オンラインで補足資料を提出するよう通知される。資料が整っている場合は申請受理通知が公布された後、10 営業日以内に提出資料の審査が行われ、問題がなければ「外国人就業許可通知」が公布される。また、外国人就業許可の決定日から 10 日以内に、「外国人来華就業許可証」が発行される。なお、申請人は中国入国後 15 日以内に許可証の受け取りをオンラインで申請しなければならない。

上述した申請資料が中国語ではない場合、原本とともに中国語翻訳版の提供が必要となる⁵。すべての資料には雇用者となる会社の社印を捺印することとされている。また、上記の就業許可取得とは別に、Z 査証(就労ビザ)あるいは R 査証(高度・専門人材ビザ)のほか、外国人居留許可も別途、申請・取得しなければならない。

なお、就業許可の有効期限は、外国高度人材(A 類)は3~5年、外国専門人材(B 類)は1~2年で、必ず契約書における契約期間内と規定されている。外国人来華就業許可証を申請する流れは図表2をご参照されたい。

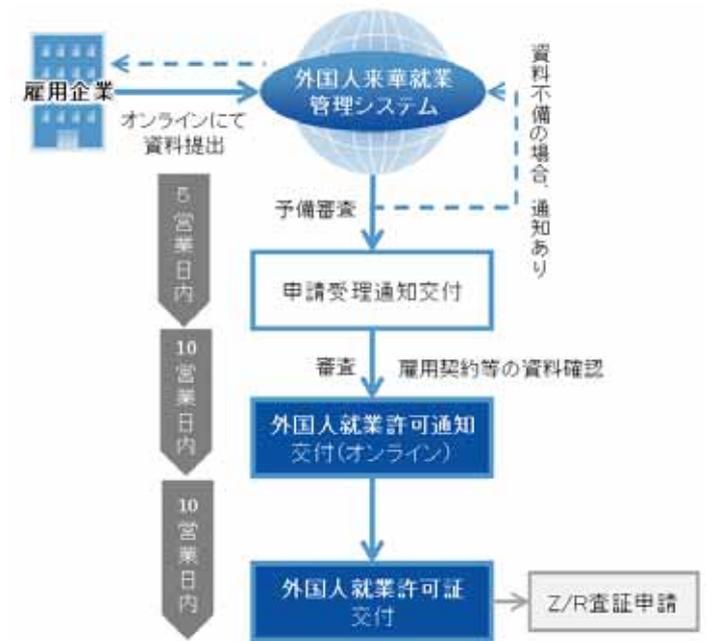
資格と採点基準表

分類基準によると、A 類外国人は、ノーベル賞受賞者や優秀な青年人材、著名な学者、芸術家となっており、条件は極めて厳しい。この条件に該当しない場合は 85 点以上のポイントを取得する必要がある。

B 類外国人は、大学卒業後2年以上の業務経験が必要。これに該当しない場合、60 点以上のポイントの取得が必要となる。大企業の現地法人マネージャー以上の駐在員は、B 類に選別される。

このほか、就業許可を申請する際には、最高学歴証明、職業資格証明、無犯罪記録証明の提出が必要とされる。最高学歴証明および無犯罪記録証明は中国国内にある日本国大使館・領事館、または日本国内にある中国大使館・領事館で認証を

【図表2】外国人就業許可証の申請フロー(深圳市、B 類のケース)



(資料)外專発[2016]151号、深圳市人力资源・社会保障局資料よりみずほ銀行作成

取得しなければならない。ただ、A 類の場合は、承諾書を提示するのみで、無犯罪証明書の認証は必要とされない。また、A 類に該当する優秀青年人材で 85 ポイント以上の取得と認定される場合は、学歴証明認定が必要となり、それ以外は免除されている。

採点基準は、次頁図表3の通りとなる。

ポイントの分配は年収、学歴、年齢、勤務年数等の項目で判断される。一定の勤務経験がある大卒者であれば、B ランクに該当することは難しくない。また、60 点に達していない人材であっても、HSK 中国語レベル試験の受験、または資格証の取得、中国で取得する年収を調整することで、点数を上げることが可能である。

⁵ 英語は自社の翻訳でよいが、それ以外の外国語の資料は、専門の翻訳会社による中国語訳が必要。

【図表3】ポイント加算表

年収	45 万元以上	35 万元以上 45 万元未満	25 万元以上 35 万元未満	15 万元以上 25 万元未満	7 万元以上 15 万元未満
	20 点	17 点	14 点	11 点	8 点
	5 万元以上 7 万元未満	5 万元未満			
	5 点	0 点			
学歴または国際職業資格証	博士または博士相当	修士または修士相当	学士または学士相当	学士以下	
	20 点	15 点	10 点	0 点	
勤務年数	2 年超過 (1 年増えれば 1 点増加する)	2 年	2 年未満		
	最高点数 15 点	5 点	0 点		
年間就業時間	9 カ月以上	6 カ月以上 9 カ月未満	3 カ月以上 6 カ月未満	3 カ月未満	
	15 点	10 点	5 点	0 点	
中国語レベル	中国語の授業を受けて学士取得	中国語水準試験 (HSK) 5 級または以上	HSK4 級	HSK3 級	HSK2 級
	10 点	10 点	8 点	6 点	4 点
	HSK1 級	その他			
	2 点	0 点			
勤務地	西部地区(陝西、四川、雲南、貴州、広西、甘肅、青海、寧夏、西藏、新疆、内モンゴル、重慶)	東北地区 (遼寧・吉林・黒竜江)	中部の貧困地区	その他	
	10 点	10 点	10 点	0 点	
年齢	18 歳～25 歳	26 歳～45 歳	46 歳～55 歳	56 歳～60 歳	60 歳～
	10 点	15 点	10 点	5 点	0 点
その他	世界トップ 100 の外国大学卒業生	「フォーチュン 500 強」企業での就職経験	地方経済の発展に特に必要な人材		
	5 点	5 点	0～10 点		

注: 上記以外の項目は加点なし。

出所: 外専発[2016]151 号「外国人の中国での就労許可制度の試行展開にかかる通達」を基にみずほ銀行作成

新制度における留意点

ここで、要点につき簡単にまとめる。

(1) 合格ラインについて

上述の通り、中国で働く駐在員に対しては、法人代表、董事長、総経理などの肩書きにかかわらず、加点項目表に基づいて点数が算出される。B 類を目指して許可を申請する場合、低い得点しかえられない項目に注意が必要だ。

例えば、就業経験が浅い(2年未満は0点)、勤務期間が短い(3カ月未満は0点)、年収が低い(中国国内での年間支給額が5万元以下は0点)、年齢が高い(60歳超は0点)などのケースは合計点数が低くなり、駐在員として就労許可を得ることが難しくなる可能性がある。特に、広東省に進出する日系製造業企業は、中小企業が多く、最終学歴が高卒のエンジニアが駐在員であるケースが多々みられる。仮に高卒で年齢が高い場合、どんなに高い技能を持ったエンジニアであっても中国語水準試験で相応の成績を収めるか、年収を高く調整するなどして、B 類をクリアできる 60 ポイントを目指して工夫しなければならない。

(2) 許可証の更新について

既に先行的に導入が始まっている深圳市外国專家局によると、16 年 11 月より前に取得した外国人就業許可証は、新制度が実施された後も、許可証に記載された期限内での使用が認められている。また、次回の許可証更新時も、資料の提出は免除されている。

(3) 奨励加点について

「ポイント加算表」における「地方政府の奨励加点」(最高 10 点)に関する加点細則は、4月の全国施行以降に明らかになる見通しである。このほかにも、4月の正式施行後も地域によって実務が異なる可能性もあるため、進出地域での手続き等につき情報収集した上で、就業証の取得に臨みたい。



“一帯一路”構想を支える国際金融機関 ～ IFFO にみる外資参入のチャンス～

瀬谷 千枝 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国が国の威信をかけて進めている“一帯一路”構想(Belt and Road Initiative)。地域経済の振興と共栄をうたい、中国から英国まで、ユーラシア大陸の東と西を陸海で結ぶ壮大な構想は2013年の提唱以来、中国主導によるアジアインフラ投資銀行(AIIB)の設立や沿線各国で始動したインフラ開発プロジェクトなどにより、着々と現実味を増しつつある。ここでは、8兆米ドル以上とされる一帯一路構想の資金需要を金融面から支える AIIB など、金融分野における足もとの動向を通し、一帯一路関連プロジェクトへの日系企業の参入機会を探る。

ユーラシアに新たな経済圏を生み出す一帯一路構想

習近平国家主席が2013年に提唱した一帯一路は、中国からユーラシア大陸を横断して英国に至る「シルクロード経済ベルト(一帯)」と、東南アジア、インド、アフリカ、中東を海路で経由して欧州に至る「21世紀海のシルクロード(一路)」の2

つのルートを目指す(図表1)。両ルートの沿線国は65カ国に及び、人口は世界人口の6割を超える44億人、経済規模は世界全体のGDPの約3割を占める23兆米ドルと壮大なスケールで、中国と一帯一路沿線各国・地域間の経済連携強化と協同発展を図るとされる。

【図表1】一帯一路イメージ



同構想の背景には、沿線各国への貢献・影響力拡大による国際的なプレゼンスの向上と「中国脅威論」の希薄化をはじめ、中国西部地域など国内後発地域の発展と格差解消、鉄鋼をはじめとする過剰な生産能力の解消、資源国との関係深化によるエネルギー資源の確保、人民元建て融資・決済の促進による人民元国際化、さらには米国を中心とした環太平洋経済圏に対抗するユーラシア経済圏の創設——などがあるとされる。

具体的には、当該地域でのインフラの拡充・発展や貿易・投資を推進し、相互利益を追求するとされ、これまでに発表されたプロジェクトもインフラやエネルギー分野を中心とした建設などに主眼を置いている。中でも先行しているのが「シルクロード経済ベルト(一帯)」上にある、中央アジアや南アジア、東南アジア各国における天然ガスパイプライン敷設や高速鉄道建設で、既に一部は着工、稼働している。構想が余りにも壮大、かつ広大な地域にまたがるため、沿線以外の地域では現実味がないものと捉えられがちであるが、一帯一路構想には日本が中国との受注合戦で敗れたインドネシアの高速鉄道建設も含まれる。さらに、今年1月には、中国－英国間の約1万2,000kmを18日間で結ぶ貨物列車の運行も始まるなど、一帯一路構想が着実に現実のものとなっていることが分かるだろう。

多彩な資金調達源を持つ一帯一路

沿線地域でのインフラ拡充を目指す一帯一路構想だが、当然ながらその実現には8兆米ドルともされる膨大かつ長期的な資金需要が発生する¹。

¹ ADBはアジア・太平洋地域で、2010～2020年に必要とされるインフラ投資額は約8兆米ドルと予測している。他方、

そうしたニーズを満たすため、一帯一路構想を金融面で支えている主なものは以下の通りである。

アジアインフラ投資銀行(AIIB)

一帯一路の資金面の要とされているのが AIIB である。もともと中国が AIIB 創設に向かった背景には、米国を中心とした既存の国際金融システムにおける発言力向上が進まなかったことがあり、中国主導の国際金融機関設立を警戒する声も根強かった。しかし、世界銀行やアジア開発銀行(ADB)など既存の金融機関ではアジア地域の旺盛なインフラ資金需要を満たせないことなどから多くの国が AIIB の設立を歓迎し、最終的に57カ国が参加して15年末に設立、16年1月に開業した。

先ごろ開業1周年を迎えた AIIB は、これまでに計9件、17.3億米ドルの融資を決定している(図表2)。内訳は、他の国際金融機関との協調融資が6件、単独での融資案件が3件で、道路、水力発電所、ガスパイプライン、港湾、鉄道の建設および貧困地区の再開発と、内容、対象国とも多岐にわたる。設立当初に懸念されていた、中国が拒否権²を行使するような事態も起きず協調融資を中心に次なる融資候補の案件も多く挙がるなど、概ね堅実な運営ぶりを内外に示したといえよう。

さらに AIIB には加盟申請中とされる国々の名前も複数上がっており、これらが認められれば、加盟国数は今年中に ADB を上回る見通しとなっている。ADB に比べ職員数が少ないことから実務

大手会計事務所は、一帯一路沿線国・地域のインフラ建設向け資金需要は2015～2030年の間に30兆米ドルに上ると試算している。

² 中国は持株比率で32.4%、投票権率で27.8%を持ち、4分の3以上の賛成が必要な重要事項の変更に対する事実上の拒否権を握っている。

【図表2】AIIBの承認済み・検討中融資プロジェクト

承認済みプロジェクト					
対象国	事業名	事業分野	融資額	協調融資先*	承認日
アゼルバイジャン	アナトリア横断天然ガスパイプライン建設	エネルギー	6億米ドル	WB、ADB、EBRD、EIB、商業銀行	2016年12月21日
オマーン	ドクム港開発	運輸	2億6,500万米ドル	-	2016年12月8日
オマーン	新鉄道システム導入	運輸	3,600万米ドル	-	2016年12月8日
ミャンマー	ガスタービン複合サイクル発電所建設・運営	エネルギー	2,000万米ドル	IFC、ADB、商業銀行	2016年9月27日
パキスタン	水力発電所拡張	エネルギー	3億米ドル	WB	2016年9月27日
インドネシア	中・東部154市でのスラム地域再開発	その他	2億1,650万米ドル	WB	2016年6月24日
パキスタン	M-4高速道路建設	運輸	1億米ドル	ADB、DFID	2016年6月24日
バングラデシュ	送電ネットワーク拡充・地中化	エネルギー	1億6,500万ドル	-	2016年6月24日
タジキスタン	首都ドゥシャマンベとウズベキスタン国境を結ぶ道路改修	運輸	2,750万米ドル	EBRD	2016年6月24日
検討中のプロジェクト					
対象国	事業名	事業分野	融資額	協調融資先*	
インド	アンドラ・プラデーシュ州の送電網拡充	エネルギー	1億6,000万米ドル	WB	
インド	送電システムおよび南部送電網拡充	エネルギー	1億米ドル	ADB	
インドネシア	ダム運営管理・補修	その他	1億2,500万米ドル	WB	
インドネシア	地方インフラ開発基金の支援	その他	1億米ドル	WB	
カザフスタン	中南部回廊の道路改修	その他	-	WB	
バングラデシュ	天然ガスパイプライン等の敷設による効率化	エネルギー	6,000万米ドル	ADB	
カザフスタン	40メガワット太陽光発電所建設	エネルギー	1,600万米ドル	EBRD	

*WB: World Bank(世界銀行)、EBRD: European Bank for Reconstruction and Development(欧州復興開発銀行)、EIB: European Investment Bank(欧州投資銀行)、DFID: Department for International Development(英国国際開発省)

(資料)AIIB ホームページよりみずほ銀行作成

の遅れを懸念する声があるほか、米国、日本の加盟も不透明なままであるものの、一帯一路沿線以外の地域への融資についても門戸は開かれていることから、ADBなどと並び新興国の発展をサポートする新たな国際開発金融機関として一定のプレゼンスは既に確保している。一帯一路構想の進展でAIIBがさらに実績を積んでいけば、その国際金融システムにおける存在感もじりじりと増していくことになる。

シルクロード基金

AIIB と並び一帯一路の“両輪”とされているの

が、中国人民銀行主導で14年末に創設されたシルクロード基金である。特徴的なのは、その名前の通り、一帯一路への融資および金融サポートを目的とし、一帯一路にかかる交通、電力、通信といった沿線国・地域内インフラ事業を対象に投資を行うと明言していることだ。

また同基金は、中国の外貨準備に加え、中国の政策銀行である中国輸出入銀行と国家開発銀行、および政府系投資機関の中国投資有限責任会社からの出資となっている。これは加盟国との協調が不可欠なAIIBに比べ、融資決定等に当た

り中国政府の意向を反映しやすい組織体制と言え、中国の国家戦略上、重要なプロジェクトの資金ニーズに対応するとみられている。

シルクロード基金はプライベート・エクイティと同様、持分・債券・基金貸付等による投資や金融機関等との共同投資基金等の設立、資金受託管理などを行うとされ、これまでにパキスタンの水力発電所建設や、中国国有の発電設備建設企業への投資、ロシアの液化天然ガス(LNG)プラント建設プロジェクトの権益取得を実施している。

IFFO

国際金融機関である AIIB、中国独自のファンドであるシルクロード基金に続き、中国国内外からの資金調達・仲介役を担う第3の投融资ビークルと目されるのは、香港金融管理局(HKMA、香港の中央銀行に相当)が16年7月に設立したインフラ建設向け投融资の促進部門、IFFO(インフラ融資促進弁公室)である。IFFOはさまざまな業種のパートナー企業と協力して、香港を通じ、一帯一路構想におけるインフラ建設向けの融資を仲介・促進するプラットフォームの役割を担うことを念頭に置いている。このため、パートナー企業には、香港内外を問わず、保険会社、法律事務所、輸出信用保険会社、銀行など、これまでに63社・団体が選定されており、弊行を含め日系企業4社も含まれている。

実際の融資などはこれからだが、国家開発銀行は16年末、IFFOを通じて一帯一路沿線国・地域のインフラ整備事業向けに100億米ドルを融資する計画を明らかにしている。IFFOの上部機関であるHKMAは、中国輸出入銀行および国家開発銀

行と、IFFOを通じて一帯一路沿線国・地域でのインフラ事業を推進するための戦略的な提携枠組関係を構築済みで、IFFOは国際金融都市・香港を通じた資金調達ルートの一つと考えられよう。

このほかにも、一帯一路関連プロジェクトには、中国などBRICS5カ国により15年7月に設立されたBRICS銀行(New Development Bank BRICS)や、中国政府系金融機関などからの資金供与も見込まれている。例えば中国国务院系の国有企業、中国中信集団(CITIC)グループの中信銀行は一帯一路関連プロジェクト向けに4,000億元の融資枠を設定しているほか、200億元の「一帯一路ファンド」も設立している。EUとの関係から中国政府による直接的な融資を受けにくい中東欧諸国でのプロジェクト向けには、国有商業銀行大手の中国工商銀行などが出資する非政府系投資ファンド「中国・中東欧基金」を通じ、100億ユーロ規模の資金を融資する計画だ。さまざまなプラットフォームを通じて多方面から資金を集め、同構想を実現させていこうとする中国の積極的な姿勢が垣間見えよう。

一帯一路に潜むリスクと外資企業参入の機会

国家主導による各種プロジェクトの推進、そして建設資金の確保と、一帯一路構想は提唱からわずか3年余りで軌道に乗りつつある。一方で、ロシア、カザフスタン、タイ、パキスタン、インドネシアなど地理的に中国と近接する地域では比較的スムーズに相互協力が進んでいる半面、東欧やアフリカでの進捗はほとんどみられず、地域によりムラがあるのが現状のようだ³。また沿線国・

³ 「“一帯一路”大數據報告(2016)」

地域における政治、経済、宗教、環境問題など、さまざまなリスクも指摘されている。

中でも金融面で懸念されるのが、不良債権リスクである。一帯一路構想に含まれる沿線国・地域では、中国と、あるいは当該地域にある国・地域間で国境や領海問題を抱えるケースも少なくない。こうした地域のプロジェクトは情勢により建設が途中で頓挫したり、長期化する可能性があるだけでなく、投入する資本の大きさ、建設期間などを鑑みれば、プロジェクトを主体的に請け負うであろう中資系企業や、当該プロジェクトに融資する中資系金融機関にとってもリスクが高い。中国の債務問題はかねて国際通貨基金(IMF)や国際決済銀行(BIS)などが指摘しているが、国際的格付機関も、国策を優先するあまり採算性や実需に目を瞑った貸付を続ければ、中国の銀行の資産の質を劣化させることになると警鐘を鳴らしている。当然ながら、日系を含む外資系企業・金融機関にとってハードルはさらに高く、慎重な判断が求められるだろう。

とはいえ、一帯一路構想が大きなビジネスチャンスであるのはいうまでもない。中国政府主導で進められている以上、中資系企業が優先されるとの見方は否定できないものの、外資企業にもチャンスがないわけではない。

そのヒントとなるのが、上述の IFFO であろう。IFFO は一帯一路の投融資を仲介するプラットフォームであり、香港という地の利を生かし、中国と海外の資本が投資機会を探り、一帯一路沿線国・地域の資金需要と結びつける橋渡し役となることを目指し、セミナー等も頻繁に開催している。さらに、一帯一路にかかる各プロジェクトには、関連

サービスの提供も不可欠である。中国政府は昨年、香港で開かれた一帯一路フォーラムで、金融のほか、保険、ハイエンド物流、会計、インフラ建設・設計、法律サービス、コンサルティング、観光サービスなどにおいて香港の専門サービス企業がサービスを提供していくことを支持すると明言している。これまでに選定された IFFO のパートナー企業がこれらも含め多業種にわたっているのがその証左であり、こうしたプラットフォームを通じて直接・間接的に情報を収集し、一帯一路関連プロジェクトへの参画を検討していくことは十分、考えられよう。

まとめ

一帯一路はその提唱当初から、地域経済に与えるインパクトの大きさもさることながら、関連プロジェクトを通じて中国を中心とする新たな経済圏を創設し、中国の影響力拡大を狙ったものとして警戒・疑問視する声も大きかった。しかし本稿で述べてきたとおり、その歩みは止まることなく、さらに加速、また規模を拡大しつつ、現実のものとなっている。

中国は今年5月、これまでの一帯一路の成果を総括・共有し、国家間の協力関係構築・強化を目指す国際会議を開催する予定で、今年最重要外交活動の一つと位置づけている。一帯一路を通じて周辺国との連携を強化し、さらなる成長を狙う中国の戦略をいま一度、冷静に見つめ直し、新興国の成長を後押しする新たなビジネスチャンスとして、一考する価値はあるだろう。



【Thailand】 タイ法人の撤退・清算時における 実務上のポイント

金井 健一 フェアコンサルティング・タイランド

タイへの日系企業進出は過去より自動車・家電産業を中心として進んでおり、現状では 5,000 社を超える日系企業が事業を営んでいるとされています。そのような中、タイ事業について転換期を迎え、タイから撤退する企業も増えてきています。これには 2014 年度以降のタイ経済の停滞や物価の上昇、新しいマーケットの出現といった外部環境の動きも影響していると考えられます。弊社においても、タイ事業の縮小や他事業への移行、タイ法人の清算や売却といったご相談をいただく機会が増加してきています。

タイ事業の撤退については、必要な手続きや諸注意事項に気を付けさえすれば、他のアジア諸国と比較し、労務争議等のトラブルや税務調査等による莫大な費用の発生といったリスクは低いものと思われれます。今回は、タイ事業の撤退における実務上の注意点を発生したトラブル事例とともに解説いたします。

I. 事業面での注意事項

1. 取引先への連絡と従業員への説明

＜取引先への連絡と従業員への説明のタイミング＞

タイから撤退するにあたり、各企業がもっとも気を付ける点は各取引先企業や一般ユーザーとの関係だと思えます。「迷惑が掛からぬよう、顧客に対し

てはなるべく早い段階で撤退の連絡をしたい」「販売した商品・サービスに対する将来の保障についてもしっかりと説明しなければならない」「仕入先に対しては、生産活動・保証期間の終了までは安定的な供給を続けてもらわなければならない」…。取引先との関係については、日本やタイ以外の他国において、または将来的な付き合いも含めて企業グループ全体の方針と合わせて検討しなければならないものとなります。

一方で、従業員への説明はなるべく遅くしたいという企業が多いかと思えます。実際にタイ事業の撤退を発表した翌日から転職活動を始めるタイ人は少なくありません。しかし製造業の場合、撤退決定から生産終了までは一定期間があるのが通常です。その間、生産活動は続けていかなければなりません。従業員の確保や生産の質を維持することがポイントとなります。勤労意欲の低下から、急にミスが多発したり能率が低下したりということもよく生じています。これら従業員の状況については、日本本社側ではなかなか把握しにくい点となりますのでご注意ください。

このように取引先への連絡は早くしたい一方で、従業員への説明は遅くしたいというのが一般的です。また取引先への連絡はグループの方針に従う一方で、従業員への説明はタイ法人主導で行うこととなります。このタイミングの調整がポイントとなり

ます。実務的には、取引先に連絡したすぐ後に従業員へも説明をする企業が多いといえますが、特に従業員への説明についてはタイの労働法令に従いながらしっかりとした準備の下、行うことが重要となります。

＜従業員の解雇について＞

従業員を解雇する際には、公正な理由が必要とされます。また一賃金期間以上前に解雇予告通知を発し、法定解雇補償金の支払いを行うことも求められます。法定解雇補償金については、各従業員の就労期間に応じて下表のとおり定められています。

【法定解雇補償金】

就労期間	法定解雇補償金
120 日以上 1 年未満	最終賃金の（以下同様） 30 日分以上
1 年以上 3 年未満	90 日分以上
3 年以上 6 年未満	180 日分以上
6 年以上 10 年未満	240 日分以上
10 年以上	360 日分以上

タイ事業からの撤退による従業員の解雇については、通常は公正な理由として認められることが多いといえます。しかし後日のトラブルを避けるため、各従業員から個別に解雇日および解雇補償金を含めた解雇時の支給額についての合意書を取っておくことも重要であるといえます。

2. 資産の整理

撤退する事業に係る資産については、重要な資産・権利等は親会社や関連会社に移転させ、不要なものについては処分するということとなります。この場合には、税務面からの注意が必要となります。

税務上、資産の売却は市場価格でなければならないとされ、適正な理由なく市場価格より低額で売却した場合には税務局担当官が更正できるものとされています¹。また資産を除却する際には、除却の事実が確認できる書類が必要となります。グループ会社へ売却した資産および除却した資産については、特に税務調査の際のポイントとなりますのでご注意ください。グループ会社間取引では、見積書の受領や社内稟議書といった通常あるべき証憑を省略している場合が多く、市場価格として適切か否かが不明確である場合が多いからです。

また、企業によっては残った資金を親会社へ戻したいということがあります。タイ法人を清算する場合には、清算手続きに入ると資金の移動が制限され、また清算前の利益配当と清算後の残余財産の分配とではタイにおける源泉税率（外国法人（日本の親会社を含む）に対しては、利益配当の場合は10%、残余財産の分配の場合は15%）が異なりますので、資金移動の方法についてもご注意ください。

撤退時の資産に係るトラブル事例としては、従業員に対して撤退を説明した後、会社の資産の紛失が多発したという企業もあります。従業員によって無断で持ち出されてしまったようですが、特に高額な部材や備品、重要情報の保管についても予めご配慮いただければと思います。

II. 事務手続き面での注意事項

1. 許認可の返還

撤退する事業について何か許認可（ライセンス）

¹ 歳入法 65 条の 2(4)

を取得していた場合、その返還が必要となります。タイ投資委員会 (Board of Investment=BOI) の恩典 (BOI License) を取得し、事業を行っている日系企業も多いかと思えます。BOI License の返還に際しては、関連して取得している VISA や労働許可書 (Work Permit) も無効となってしまう、駐在員がタイに滞在できなくなってしまう。このように許認可の返還については、それに関連して発生する多方面への影響も併せて検討しなければなりません。

2. タイ法人の清算手続き

タイ法人を清算する場合には、以下の手続きが必要となります。

【タイ法人の清算手続き】

- ① 株主総会における解散決議 (清算人の決定)
 - ② 解散登記
 - ③ 解散公告および債権者への通知
 - ④ 清算財務諸表の作成 (監査人による監査の実施および株主総会での承認)
 - ⑤ 税務調査・清算の進捗報告
- 清算完了

法的手続きとしては、日本とほぼ同じであり、特別なものはありません。

しかし、税務調査に時間がかかるのが特徴といえます。清算に係る税務調査は数カ月から数年となる場合もあります。しかしながら、その間ずっと税務局担当官が来社し調査が行われる訳ではなく、

税務局担当官の要求に基づき資料を提供し、税務局担当官はそれを持ち帰った上で税務局内にて当該資料のチェックが行われるのが一般的です。また資料に対する質問もしくは追加の要求等については数カ月後に突然、税務局から連絡が来る、ということになります。つまり税務調査の期間が長期間に及ぶのは、特に問題があったからということではなく、税務局担当官の繁忙状況に応じ、多忙の際には時間がかかるケースが多いといえます。清算に係る税務調査については税務局担当官の業務の中で後回しにされてしまうという傾向もあります。税務局からの反応がなかなか得られないため、税務局に資料の確認を急いでもらえるよう働きかけた結果、税務調査が通常以上に厳格に実施され、莫大な資料の要求や指摘を受けたケースがあります。よって税務調査に対する税務局へのコンタクトについては、慎重に、できれば専門家を通して行うことをお勧めいたします。また税務調査においては、既述のように特に資産の売却・除却の際の処理 (価格の妥当性、必要証憑の有無等) に重点が置かれます。

清算手続きにおいて会社は清算人を任命・登記しますが、当該清算人はタイに滞在していなければならないといった規制はありません。よって、外部コンサルティング会社等を利用し、税務調査を中心とした手続き代行してもらうこともしばしば行われます。

Ⅲ. 最後に

上述のように、タイ事業からの撤退・清算については、諸注意事項があるものの、それにひとつずつ対応していけば、他国に比べ不測の損失が発生するリスクは低いものと考えられます。

事業の撤退・清算という、日本ではどうしてもマイナスのイメージを持たれることが多いと思います。しかし、タイにおいては、一定期間の事業を行い、もはやその役目を終えたことにより清算するケースや、顧客ニーズの変化や関連法令の改正等といった外部環境により事業撤退もしくはビジネスモデルの変更を検討するケース、もしくはASEANまたはアジアを一つのマーケットととらえた上で、タイからより有利な他国への事業移転するケースなど、必ずしも後ろ向きではなく、前向きな事業戦略の一つとしてタイ事業の撤退を行うことがあります。

特に、ASEAN の中心に位置するタイでは、日系企業だけでなく、中国・韓国・香港企業、もしくは欧米企業も多く進出しており、日本と比較しより変化の速いマーケットとなっています。そのタイマーケットにおいて上手く成功し続けていくためには、環境に柔軟に対応し、変化し続けていることが必要だと感じます。企業が行うべき変化の一つとして、現状タイ事業からの撤退という選択肢も今後いっそう重要性が増していくと考えられます。



金井 健一
(かない けんいち)
Fair Consulting (Thailand)
フェアコンサルティング・タイランド

大手監査法人国際部にてグローバル企業の監査業務に従事後、コンサルティング会社にて国際ビジネス部長を歴任。ASEAN 各国において日系企業が抱える諸問題に対する支援業務を実施。特に、海外子会社における管理体制構築には定評がある。現在バンコクにて、進出スキームの検討や現地での会計税務サポートおよび業務展開に対するアドバイスを行っている。



【Vietnam】

ベトナム税務最前線 ～税法改正と税務調査のトレンド～

實原 享之 株式会社 I-GLOCAL

はじめに

ここ数年のベトナム政府の税法改正と税務調査の状況を見ていると、合理的な税法の整備を進めている一方で、税務調査を厳格化して徴税を強化していこうとするトレンドがうかがえる。税収が不足しているにもかかわらず、日系企業を筆頭に外国企業の投資誘致や進出企業の事業環境改善圧力から、税率低下や税法整備の必要に迫られていることが背景にあるだろう。この傾向はおそらく今後も続くため、進出日系企業は将来のより厳しい税務調査に備える必要に迫られている。

本レポートでは、現在起こっているベトナム税務の変化のトレンドの全体像をできる限り簡潔に解説したい。これからベトナムに進出する企業や、すでに進出している企業にとって、今後の税務対応を考える上での参考になれば幸いである。

1. 税収不足にも関わらず税率低下、課税範囲縮小

ベトナムの歳入は年々増えているものの、財政赤字の状況が続いている。ベトナムは産油国であるが、石油価格の下落による原油収入減と、公共事業の拡大が原因である。

しかし、ベトナム政府は周辺国との外資誘致競争のため、税率を下げ続けている。2008年までは

28%であった法人税率は、09年には25%、14年には22%、そして16年からは20%まで下がっている。また、09年に一部を除いていったん廃止された新規進出製造業への優遇税も、14年より全面的に再開している。

税率低下や優遇税拡大だけではなく、課税範囲を縮小する税法改正も行っている。法人税では、従来は社員旅行や任意保険料など多くの福利厚生費用は損金不算入であったが、年々損金として認める費用項目を増やし、今ではその大部分は損金算入が可能である。個人所得税も、基礎控除や扶養控除を倍増し、一般の労働者の納税対象者を減らすとともに、駐在員など的高額所得者に対しても、今まで課税所得とされていた通勤利用のレンタカー代や海外旅行保険などの福利厚生を非課税とした。

ベトナムは税収が不足しているにもかかわらず、投資環境改善圧力により、税金をかけられる対象とその税率を年々減らしているということである。

2. 税務調査による徴税強化

税務調査の件数は着実に増加している。12年に約6万件であった税務調査件数は、16年は約9万件に上る見通しである。

税務調査の厳しさも年々強まっている。今まで運

用していなかった過去の不合理な法令を今更持ち出してきて過去に遡って課税する事例が頻発している。例えば、09年～13年の5年間のみ有効だった法人税法に、優遇税を与えられた製造業が事業拡大をした場合、拡大した部分による課税所得には標準税率をかけるという法令があった。これは08年以前に進出した企業にも適用されるため、当時はあまりに不合理な法令として企業側がその法令を遵守していなかったとしても税務調査で指摘されることはほとんど無かった。しかし、今になって当時の課税所得に対して追徴課税を課しているケースが見られる。

従前は指摘していなかった費用を損金否認する事例も多々出てきている。代表的なものを一つ挙げる。ベトナム労働法では年間200時間という残業の上限があるが、製造業を中心に多くの企業が、従業員と合意の上でその上限を超えており、労働局が指摘することはほとんどなかった。しかし、最近の税務調査では、上限を超えた残業代は合法的な費用ではないとして損金否認する事例が出てきている。労働集約型の企業にとっては非常に高額な追徴課税となるため、各社が従業員の増加など早急な対応に迫られている。

税務の高度化による徴税強化も始まっている。ベトナムでも10年に移転価格税法が実質的にスタートして話題になったが、ここ数年で本格的に実用化し、推定課税される事例が出てきている。

3. 法改正による徴税強化

税務調査だけではなく、法改正によって徴税を強化する動きもある。この動きは付加価値税(VAT)において顕著である。例えばサービスの輸出は、その

サービスを受ける企業がベトナム国内に恒久的施設(PE)を持っているかどうかで課税の有無を判断されたため、ほとんどのケースは免税であった。しかし、14年よりそのサービスがベトナム国内で消費されているかどうかで判断されるようになり、多くの場合で課税となった。また、VATの還付はすべての仕入VATが対象であったが、16年の付加価値税法改正により、輸出売上のある企業のみ、その輸出売上の割合に応じた仕入VATしか還付することが出来ず、その他の企業は自力で売上VATとの相殺で仕入VATを取り返すしか方法が無くなった。

4. 対応策

企業の税務リスクは税務調査になって初めて顕在化する。概ね4、5年に1度のペースで本格的な税務調査が入る。外資系企業の中でも特に日系企業に対しては非常に細かく厳しい税務調査が行われるため、進出日系企業はその税務調査への十分な対応策を講じる必要がある。以前は十分な対策をしていなくても、税務調査時に担当官に便宜を図るなどして対応できてしまう状況があったが、現在はそのような方法は通じなくなっている。そのため、日常から正確かつ保守的な税務申告を行わなければならない。定期的に専門家による税務レビューを受けて税務調査に備えることも有効であろう。

移転価格税制に代表されるように、先進国では当たり前になっている税務が速やかに導入、課税されることも想定しておく必要があるだろう。特に同じ社会主義国の大国である中国を参考にしている傾向がみられるため、例えばPE課税など、中国進出日系企業が対応を迫られている税務も今後ベトナムに導入される見込みが高いものとして、今からその対応を検討しておくことが後になって有効になっ

てくるであろう。

終わりに

付加価値税法の還付対象範囲を狭める改正など、税法改正による課税強化の動きはあるものの、それらは合理的と言える範囲であり、全体としてはベトナムの税法は進出企業にとって改善の方向にある。一方で、税務調査は厳格化して税収を確保するトレンドにあり、これは今後もより強化されていくであろう。

ベトナム進出日系企業においては、最新の税法とその運用の状況を把握するだけでなく、将来的なトレンドも見越した上での保守的な税務対策をし、税務調査に万全の準備をして臨む体制構築をすることをお勧めする。



實原 享之
(じつはら たかゆき)

株式会社I-GLOCAL
代表取締役



神奈川県横須賀市出身。神戸大工学部建設学科卒。不動産開発会社にて営業と経理を経験後、米公認会計士試験に合格し、2009年I-GLOCALに入社。2010年に、外国人としては最年少、日本人としては4人目のベトナム公認会計士試験合格。現在、日本本社とベトナム現地法人の代表者を兼務し、日系企業のベトナム進出と、進出後の経営管理全般のアドバイザーなどを行っている。



【India】 インドの税制 第 62 回

2017 年度インド予算案における 税制改正概要

空谷 泰典 KPMG インド

1. はじめに

2017 年 2 月 1 日にアルン・ジャイトリー財務相より国会へ提出されたインド予算案は、“Transform, Energize and Clean India”¹(TEC India) という指針のもと、インフラ整備や海外からの投資による経済成長、中低所得者層の底上げによるインド国内景気の向上、財政健全化を意識したものとなっている。

GST(Goods and Service Tax)の導入を見越し、間接税については大きな変更はなかったものの、鉄道や高速道路の新設・整備への集中的投資、海外からの投資可否を判断する FIPB (Foreign Investment Promotion Board)の発展的解消による投資環境の向上、農村活性化のための投資について強く言及しており、現政権の改革への継続的な意思表示が見られた予算案となっている。また、通

常、インドでは毎年 2 月末に予算案が発表されていたが、予算執行を考慮して 1 カ月前倒しされていることも注目に値する。

本稿では、税制改正の中で日系企業に影響を与えられるものを中心に解説する。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りする。

2. 税制改正

直接税

(1) 法人税

① 税率

法人税の税率については変更なし。課税所得別の法人税の実効税率については、表 1 を参照されたい。

【表 1】法人税の実効税率

	課税所得		
	1,000 万インド ルピー以下	1,000 万インドルピー超～ 1 億インドルピー以下	1 億インド ルピー超
内国法人	30.9%	33.06%	34.61%
外国法人	41.2%	42.02%	43.26%

② MSME (Micro Small Medium Enterprise: 中小規模企業)の法人税率の引き下げ

年間売上 5 億インドルピー以下の場合、法人税の基本税率を 30% から 25% へ引き下げる。

③ スタートアップ企業への政策

16 年 4 月 1 日以降 19 年 3 月 31 日までに設立さ

¹ 以下を目的とした指針

Transform (変革): ガバナンス・生活の質の向上

Energize (活性化): 社会の様々な分野 (特に若年層・弱者) を活性化し、本来の力を発揮させる

Clean (クリーン): 不正、ブラックマネー、不透明な政治資金への対応

れた企業で、売上2億 5,000 万インドルピー以下の高度技術を有する企業については、設立後7年間のうち、いずれかの連続する3年間は納税義務なしとされた。

④ MAT (Minimum Alternate Tax: 最低代替税)

MAT クレジットの繰越期間が 15 年に延長される。

IndAS (India Accounting Standards: インド新会計基準) 適用会社について、MAT 計算のガイドラインを提示する。

⑤ 支払利息に関する源泉優遇税率の延長

インド非居住者からの外貨建借入に対する支払利息について、20 年7月1日までに締結される借入契約を対象に、源泉優遇税率5%の適用を延長する。

⑥ 過少資本税制の導入検討

資本ではなく借入による租税回避を防止する過少資本税制の導入検討。具体的には、借入金から発生する支払利息の損金算入額について、一定の条件を満たした場合に制限を実施する。制限対象となる条件については以下の通り。

- ・ 対象取引: インド非居住者である親会社等の関連会社に対する支払利息

※ 関連会社の保証のある銀行借入に対する支払利息も対象取引となる

- ・ 対象取引金額: 1,000 万インドルピーを超える支払利息
- ・ 損金算入可能額: EBITDA (earnings

before interest, taxes, depreciation, and amortization) の 30%まで

- ・ EBITDA の 30%を超えた支払利息: 8年間の繰越可能

(2) 移転価格税制

① 国内移転価格税制

国内移転価格税制は、現行は国内関係会社との年間取引額が2億インドルピーを超える場合が対象となるが、今後は上記金額基準を満たす取引のうち、税務恩典が認められているケースのみ適用される。

② Secondary Adjustments というコンセプトの導入を検討

「Secondary Adjustment」というコンセプトは、「従来の追徴課税に、追加で見なし課税が為される」というコンセプト。現時点では、検討段階で導入時期や詳細は未定である。

例えば、親会社からインド現地法人にサービスフィー(コスト+10%)を支払っているケースで「インド税務当局からマークアップは 15%」という更正が実施された場合、「Primary Adjustment: マークアップ差額の5%」+「Secondary Adjustment: 差額部分を親会社への貸付とみなし、その貸付利息」という形で課税される。なお、現状では、「Primary Adjustment」が 1,000 万インドルピー以上であれば対象、という金額基準を設定している。

(3) 個人所得税

税率: 基本税率は、年間所得により次頁表2の税率で累進課税される。

基礎控除は、年間所得 35 万インドルピー以下の場合に 2,500 インドルピーへ減額される(変更前は、年間所得 50 万インドルピー以下の場合に 5,000 インドルピー)。

年間所得が 500 万インドルピー超 1,000 万インドルピー以下の場合、税額に対して 10%のサーチャージを新設する。また、年間所得が 1,000 万インドルピー超の場合、税額に対して 15%のサーチャージが継続される。

教育目的税の変更はなく、税額とサーチャージの合計3%相当が課税される。

間接税

複雑な間接税の簡素化を目的とした GST (Goods and Service Tax) の導入を見越し、間接税に大きな変更はない。

なお、電子決済の促進のため、一定要件に基づく POS、ATM、指紋・虹彩認証機器の輸入および製造、また、当該機器製造部品にかかる輸入に課される税金(基本関税、相殺関税、特別追加関税、物品税)は免除される。

3. おわりに

GST の導入を控え、間接税については大幅な変更は無かったものの、経済成長分野への投資と財政健全化を目指した、バランスの取れた予算案と言えよう。

また、期待されていた法人税の基礎税率の引き下げは今回の予算案にて提案されなかったが、GST 導入後の税収を見据えながら、次回の予算案にてなんらかの提案がなされることが予想される。

【表2】個人所得税の基本税率

年間所得	現行税率	新税率
25 万インドルピー以下	-	-
25 万インドルピー超 ~50 万インドルピー	10%	5%
50 万インドルピー超 ~100 万インドルピー	20%	20%
100 万インドルピー超	30%	30%

インドでの活動に影響を与えられとされる過少資本税制や Secondary Adjustment というコンセプトの導入が検討されているため、最終的に執行される予算案に注意を払いながら対応することが望まれる。

空谷 泰典 (そらたに たいすけ)

KPMG インド
(ムンバイ)
アソシエイト・ディレクター
米国公認会計士



2002 年 1 月に朝日監査法人(現あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、製薬会社等の会計監査及びデューデリジェンス業務に従事。08 年 7 月より、タイにおける日系企業をサポートするためにバンコク事務所に駐在。12 年 1 月より、日系企業のサポート体制の確立のため、あずさ監査法人より KPMG ムンバイ事務所に赴任。



【China】解説・中国ビジネス法務 第25回

インターネット安全法の 解説と実務への影響

森 規光 森・濱田松本法律事務所

中国ではこれまでにインターネットに関連する各分野(広告、出版、アプリ等)において法令や規則を制定してきたが¹、2016年11月7日、インターネットの安全管理に関する事項を全面的に規範化した法令として、『インターネット安全法²』(以下「本法」という)を公布した。本法は、インターネット規制に関する中国での初めての基本法となる。本法は17年6月1日に施行される予定である。

一. 背景

中国では近年、14年4月に打ち出された「総合的
国家安全保障観」の下で、国家安全法(15年7月1
日施行)や反テロリズム法(16年1月1日施行)等
の国家安全に関する立法を進めてきている。

また、中国におけるインターネットを巡る背景に
目を向けると、国内インターネットユーザーの数は
16年末までに7.31億人に達³、インターネットは情
報取得や通信の手段だけではなく、消費や娯楽な
ど、人々の生活の隅々まで影響を及ぼすようにな
っている。例えば、中国では Alipay(支付宝)や

WechatPay(微信支付)等のアプリを使ったキャッ
シュレス決済や個人間での送金が頻繁に行われてお
り、16年に携帯電話を使ったインターネット支払い
を利用する携帯電話インターネットユーザーの割合
は全体の67.5%まで増加した⁴。一方で、インター
ネットの急速な発展とともに、ネット上の詐欺、個人情
報の漏洩、ネットにおける誹謗中傷等の問題も多く
発生している。上記のようなキャッシュレス決済の
アプリでは、携帯電話番号、メールアドレスや銀行
口座等の重要な個人情報が登録されているが、そ
のような個人情報が漏洩、悪用されることとなった
場合の被害は甚大で広範なものになり得ることは
容易に想像ができる。

こうした社会情勢の中、インターネットの安全を
保障し、インターネット空間における主権および国
の安全、社会の利益を保護し、公民および法人の
合法的権益を保護し、経済社会の情報化の健全な
発展を促進することを目的として(第1条)、本法は
制定された⁵。

二. 法令の概要

本法の適用範囲は、中国国内においてインター

¹ 例えば2016年だけにおいても、インターネット広告管理暫
定規則(2016年9月1日施行)、モバイルインターネットア
プリケーション情報サービス管理規定(2016年8月1日施行)、
インターネット出版サービス管理規定(2016年3月10日施
行)等の法令が施行された。

² 网络安全法

³ 第39回「中国インターネット発展状況統計レポート」
http://www.cnnic.net.cn/hlwfzvj/hlwzbg/hlwtjbg/201701/t20170122_66437.htm

⁴ 同脚注2

⁵ その後2016年12月27日に、国家インターネット情報弁公
室は「国家インターネット空間安全戦略」を公布し、中国のイ
ンターネット空間の発展と安全の重要性を改めて強調してい
る。

ネットを建設・運営・維持・使用する場合、およびインターネットの安全を監督管理する場合に適用されるとされている(第2条)。中国の内資企業であるか外資企業であるかを問わず、また外国企業であっても、中国国内におけるインターネットに関する活動全般に適用されることとなるため、中国で事業を行う日本企業に対しても影響が及び得る。

本法の規定内容を大きく分けると、国家におけるインターネットの安全確保の責務等(主に第1章および第2章)、インターネット運営者の責務等(主に第3章)および個人情報保護規則の整備(主に第4章)となる。以下、それぞれについて解説する。

1. 国家におけるインターネットの安全確保の責務等

第1章では、主に国家によるインターネットの安全確保の責務について基本的な原則が規定されている。また、国家インターネット情報部門が、インターネットの安全に係る業務および関連の監督管理業務の統一計画、調整を行う機関であるとされている(第8条)。

また、第2章では、国家はインターネットの安全に関する支援および促進を進めることが掲げられており、インターネットの安全に係る国家標準の策定や、インターネット安全技術の研究開発等の援助や支援について基本的な原則が規定されている。

2. インターネット運営者の責務等

第3章ではインターネットの運用上の安全確保に関して、主に事業者における責務について規定している。特に、実務における影響という観点から、「インターネット運営者」および「重要情報インフラ」の

運営者に対して適用される規定が重要である。

(1) インターネット運営者における責務

まず、「インターネット運営者」とは、インターネットの所有者、管理者およびインターネットサービスの提供者のことをいう、とされており(第76条第3号)、広範な定義となっている点に留意が必要である。この定義からすると、インターネットプロバイダ等のインターネットサービスそのものを提供する企業だけではなく、電子商取引プラットフォーム等の営利性のあるインターネットサービスを提供する企業、さらにはウェブページを通じて対価なしに情報を伝達する場合等の非営利性のサービスを提供する企業も含まれ得ると考えられる。

第3章第1節の各規定では、インターネット運営者の安全責任義務が規定されているが、主要内容は以下のとおりである。

まず、インターネット運営者は、インターネット安全等級保護制度に従って⁶、(i)内部安全管理制度等の制定およびインターネット安全責任者の選任、(ii)ハッキング等のインターネットの安全を脅かす行為に対抗する技術的措置の実施、(iii)インターネット運用状態の監視およびそのログの6カ月間以上の保管、(iv)重要データのバックアップや暗号化の措置、(v)その他法律や行政法規で定める義務を履行しなければならない、とされている(第21条)。

⁶ インターネット安全等級保護制度は、情報システムの保護等級(1級から5級。各業界の管理部門が策定するガイドライン等により定める)に応じて「情報システム安全等級保護テスト要求」等の技術基準に従った届出手続きを要求するものであるが(「情報安全等級管理規則」第7条)、本法におけるインターネット情報等級制度については未だ具体的な等級や基準が定められておらず、今後、統一的なインターネット安全の等級を分ける管理規則が策定されるものと考えられる。

また、インターネット運営者においては、「インターネット実名制」を採用することが義務付けられる。すなわち、インターネット運営者は、ユーザーのためのウェブサイト接続、ドメイン登録サービス、固定電話、移動電話等のインターネット接続手続き、またはユーザーのために情報の配信、リアルタイム通信等のサービスを提供するにあたり、ユーザーに真実の身分情報の提供を求めなければならないとし、ユーザーが真実の身分情報を提供しないときは、インターネット運営者は当該ユーザーのために関連するサービスを提供してはならないとされた（第 24 条）。

また、インターネットの安全確保のために問題が生じた場合には即座に対応できる体制を整え、安全を脅かす事象が生じた場合には直ちに緊急の対応策を講じ、当局に対して報告をしなければならないこと⁷（第 25 条）、公安部門、国家安全部門の国家安全を維持・犯罪を捜査する活動に技術支援・協力を提供すること（第 28 条）等の、当局に対する報告や協力に関する義務が規定されている。

（2）重要情報インフラの運営者における責務

「重要情報インフラ」とは、公共通信および情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政等の重要な業界および分野、並びにその他の機能が破壊され、喪失し、またはデータが漏洩すると国の安全、国の経済と人民の生活、公共の利益に重大な危害が及ぶおそれがある国の施設のことをいう、とされている（第 31 条）。

⁷ 例えば、コンピューターウイルスやハッカーによる攻撃が行われた際に即座に対応できる体制を整えることや、インターネットの安全が脅かされた場合に必要な措置を即座に講じて管理部門に報告をすることなどが想定されている。

本法において、重要情報インフラの運営者は一般のインターネット運営者に比して高度の安全保護義務を負い、かつ国の安全審査、重要データの強制的現地保存等の法的措置に協力し、重要な情報インフラの運営の安全性を確保することが義務付けられている。

まず、上記の第 21 条で列挙されているインターネット運営者の義務に加えて、(i)専門の安全管理機構および安全管理責任者を設置すること、(ii)従業員に対して定期的にインターネットの安全に関する教育を行うこと、(iii)重要なシステムおよびデータベースについて災害に備えたバックアップを行うこと、(iv)インターネットの安全に対する緊急事態における対応策を策定し、定期的に訓練を行うこと等が要求される（第 34 条）。

さらに、重要情報インフラの運営者は、中国国内における事業活動によって収集し、または発生した個人情報および重要データを中国国内で保存しなければならないと、業務上の必要により国外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門の規則に従い安全評価を行わなければならない（第 37 条）。

加えて、重要情報インフラの運営者は、自らまたは委託によって、インターネットの安全性およびリスク要因について毎年少なくとも1回は検査評価を行い、それを重要情報インフラの安全保護業務を担当する部門に報告しなければならない（第 38 条）。

3. 個人情報保護規則の整備

第4章第 40 条以下において、個人情報の保護に関して、インターネット運営者の義務等が規定されている。

まず、本法において「個人情報」とは、電子またはその他の方式により記録した、単独で、またはその他の情報と結びついて自然人個人の身分を識別し得る各種情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等が含まれるとされている(第 76 条第5号)。

本法において、インターネット運営者は、個人情報の収集および使用に際して、個人情報の収集および使用に関する規則を公開し、情報を収集・使用する目的、方法および範囲を明示し、かつ情報収集対象者の同意を得なければならないとされている(第 41 条)。

また、インターネット運営者は、収集した個人情報を漏洩、改ざん、毀損等してはならず、情報収集対象者の同意を得ずに、他人に個人情報を提供してはならないとされている(第 42 条第1項)。また、個人情報の漏洩等を防ぐために必要な技術的措置を講じることが要求され、個人情報の漏洩等の問題が発生した場合には、直ちに救済措置を講じ、遅滞なくユーザーに告知し、かつ関連主管部門に報告しなければならない(同条第2項)。

さらに、個人は、インターネット運営者が法令や規則等に違反して個人情報を収集または使用していることを発見した場合には、インターネット運営者に対してその個人情報を削除するよう要求することができ、また、個人情報に誤りがあることを発見した場合には、インターネット運営者に対して訂正するよう要求することができる(第 43 条)。

三. 実務への影響

まず、上述のとおり、本法は内資企業と外資企

業・外国企業を問わず、中国国内におけるインターネットに関する活動全般に適用されることに留意が必要である。また、各行為義務の主体となっているインターネット運営者の概念が広く、非営利性のインターネットサービスを提供する企業も含まれ得ることから、非営利性の ICP (Internet Content Provider) 登録に基づいてウェブサイトを運営している場合でも本法の適用対象になり得ると考えられる。

インターネット運営者においては、本法に基づく体制の整備と運用が義務付けられるため、新たな責任者の選任やシステムの構築等が必要になる場合がある。また、インターネット実名制が適用される場合、どのような方法でユーザーから真実の身分情報を取得するか等の実務フローを検討する必要がある。こうした身分情報は本法に基づく個人情報保護の対象になることにも留意が必要である。

さらに、重要情報インフラの運営者に該当する場合には、より厳格な体制の整備に加えて、個人情報および重要データを中国国内で保存することが求められ、また当該情報等を国外に提供する場合には当局の規則に従い安全評価を行われなければならない。日本企業を含む外資企業は、中国における事業活動に関連するデータであっても、中国国外のサーバーにおいて保存・管理する実務が見受けられるが、重要情報インフラの運営者に該当することになる場合には、中国国内のサーバーでデータの保存・管理を行うことになる可能性がある。また、そのデータを国外に提供する際に求められる安全評価の具体的内容は現時点では明らかでないが、その内容次第では中国国外のグループ会社等との迅速な情報共有に支障が生じる可能性がある

る点にも留意が必要である。

本法はインターネットの安全に関する基本法であり、抽象的な内容であることは否めない。個別規定の詳細は、今後制定されるであろう関連法令やガイドラインによって補足されるものと考えられ、引き続き当局の動向を注視するとともに、本年6月1日の施行日に向けて本法に基づき必要となる対応策を検討する必要がある。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

森 規光

(もり のりみつ)

森・濱田松本法律事務所

弁護士(日本・ニューヨーク州)

慶應義塾大法科大学院を経て 2008 年弁護士登録。経済産業省(2011~13 年に出向)ではコーポレートガバナンスを担当。2015 年コーネル大学ロースクール(LL.M.)卒業後、2016 年ニューヨーク州弁護士登録。米 Alston & Bird LLP(2015 年~16 年)では主に日本企業の対米投資案件を扱った。2016 年秋より森・濱田松本法律事務所上海オフィスにおいて執務し、主に日中間の M&A 取引に携わっている。

Business [China]



中国での会計とIFRSの動向 ～収益認識基準について～

尾内 卓豊 SCS Global Consulting (Shanghai)

1. はじめに

中国では例年より早い春節が終わり、春節明けから本格的に年次監査が実施されることになるかと思えます。そして、中国に連結子会社を有している親会社では、これから現地からのレポーティングパッケージを取得し、連結決算に入る企業も多いのではないかと思います。

一方で会計の世界に目を向けると、2016年4月にIASB(国際会計基準審議会)より、IFRS(国際財務報告基準)第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化が公表され、18年1月1日以降に開始する事業年度から適用開始されることとなりました。収益の認識基準は企業の根幹をなすものであるため、自社グループの中国子会社が適用している収益認識基準について理解することは非常に重要であると言えます。

そこで今回は、中国現地で採用し得る収益の認識基準として、①発票基準に基づく収益認識、および②新会計準則(新CAS)に基づく収益認識について紹介し、上述のIFRS第15号適用に伴う中国での取り扱いについて取り上げたいと思います。

2. 中国での収益認識基準

1) 前提

中国では新旧2つの会計基準が並存しており、中国での上場会社や金融機関、一定の要件を満

たした企業は新会計基準の適用が求められます¹。

また、中国では中国特有の慣行として、「発票」に基づいた処理がなされていることが多いのが実情です。「発票」とは中国税務当局が管理している税務証憑のことを意味しており、日本での領収書兼請求書に該当すると一般的に言われています。

ここでは、発票に基づき収益認識した場合と、新会計準則に基づき収益認識した場合の相違および留意点について着目していきます。

2) 発票基準

中国では毎月、税務当局に対して月次申告をする必要があり、当該申告に際しては「発票」ベースで財務諸表が作成されている必要があります。会計ベースの数値に調整を加え、税務ベースの数値に直すのが理論的ではありますが、時間的制約および現地担当者のリソース不足等から予め税務基準(発票ベース)で月次申告を作成しているのが実務上の取り扱いであり、中国特有の慣行として根付いている背景でもあります。

そして発票基準に基づく場合、発票の発行時期に応じて売上を計上することとなります。発票基準に基づいて売上を計上する場合の取引イメ

¹ 小規模企業に対しては、別途小規模会計準則が制定済み。

一は図表1の通りで、本来であれば16年12月に計上すべき売上高が、発票の発行時期に応じて17年1月および2月にそれぞれ計上されてしまう点がわかるかと思えます。

また、本社で連結財務諸表を作成する場合、発票基準に基づき作成された中国財務諸表をそのまま利用することは出来ないため、連結するためには一定の調整が必要になる等、注意が必要となります。

3) 新会計準則

新会計準則の特徴として、IFRSの会計処理と近似している点が挙げられます。そのため、本社で連結財務諸表を作成する場合、新会計準則に基づき作成された中国財務諸表をそのまま利用出来る可能性もあります。

そして新会計準則に基づく場合、下記の5つの要件をすべて満たした際に収益として認識することが可能となります(図表2)。

うち、実務上最も論点となりやすいのが要件1(経済価値およびリスクの移転)かと思えます。これは中国に限った話ではありませんが、国内取引および海外取引(輸出取引)をした際、どの時点をもって経済価値およびリスクが移転したかを判断する必要があるためです。中国国内取引と海外取引(輸出取引)の留意点は下記の通りです。

<中国国内取引>

日本の実務上よくみられる「出荷基準」は新会計準則およびIFRSに基づいた場合、一般的に認められない処理となります。これは、売手が製品

【図表1】発票基準のイメージ(具体例)

<前提> 中国に拠点を有する当社は、中国国内のA社およびB社に対して製品を販売している。

- 2016年12月 当社はA社へ製品150およびB社へ製品100を販売(A社とB社は同月に検収済)
- 2017年1月 当社はA社に対して発票150を発行
- 2017年2月 当社はB社に対して発票100を発行



【図表2】新会計準則の収益認識要件

要件	具体的な内容
要件1	経済価値及びリスクの移転
要件2	継続的関与の有無
要件3	測定の信頼性(収益)
要件4	経済的便益の獲得可能性
要件5	測定の信頼性(原価)

を出荷した時点では、買手に対してリスクが移転しているとは認められないためです。取引相手との契約内容およびその他状況を勘案する必要がありますが、製品販売を前提とした場合、一般的には買手側が検収した時点でリスクが移転すると考えられます。

<海外取引(輸出取引)>

海外に対して輸出取引を実施する際には、こちらも契約条件等を確認する必要がありますが、一般的には売手の輸出港で積み荷を船に積んだ時点で買手側にリスクが移転すると考えられます。FOBやCIFといったIncotermsに基づく貿易決済条件に応じてリスク移転のタイミングが異なるといった話を聞くこともありますが、FOBやCIFは運賃や保険料に関する負担関係を表しているため、基本的には積載時にリスクが移転すると考えられます。

4) まとめ

発票主義を採用した場合と新会計準則を採用した場合の主な相違点は図表3の通りとなります。

3. IFRS 第 15 号適用に伴う中国での動向

上述した収益認識基準については中国の企業会計基準²に記載されていますが、IFRS 第 15 号の公表により今後、中国の企業会計準則がどのように改訂されるかについては、現時点では明らかにされておりません。

中国財政部の取り組みとしては、16 年4月のIASB 公表より前の 15 年 12 月に「企業会計準則第 14 号—収入(改訂)にかかる意見募集稿」(財弁会[2015]24 号)³を公表し、中国での収益基準に対する各界からの要望をコメントとして募集していました(16 年4月 30 日付で募集終了)。その後、17 年1月時点まで財政部からの情報更新がない状態ではありますが、中国の企業会計基準が基本的には IFRS との「趨同(コンバージョン)」を目指しているというスタンスは変わらないことになるとかと思えます。

いずれにしても、IFRS 第 15 号に関する中国での適用時期や IFRS との GAAP 差、適用に伴う影響といった、今後の動向をおさえることは中国子会社を有するすべてのグループ会社にとって重要な把握事項になるとかと思えます。

【図表3】発票主義と新会計準則のポイント

	発票基準	新会計準則
売上計上時期	発票発行時	下記要件をすべて満たした時点 1) 経済価値及びリスクの移転 2) 継続的関与の有無 3) 測定の信頼性(収益) 4) 経済的便益の獲得可能性 5) 測定の信頼性(原価)
特徴	税務当局向け	IFRS 処理に近似
連結可否	利用不可	利用可能性有
その他	発票発行時期は取引先との取り決めによる	経済的価値及びリスクの移転につき実務上論点となりやすい

4. おわりに

今回は中国の収益認識に関連して、中国での慣行として採用されている発票基準、新会計基準に基づく収益基準、そして今後、新会計基準に影響を与え得る IFRS 第 15 号の動向について取り上げましたが、結局は自社の中国拠点がどの会計基準を適用しており、いつ、どの時点で売上を認識しているかを把握することが重要かと思えます。

これから連結決算を迎えられる企業はこの機会に一度、現地のレポートングについて改めて現状を確認し、今後に向けて論点整理をしておくこともよろしいかと思えます。



尾内 卓豊
(おない たくと)

公認会計士(日本)
SCS global consulting
(ShangHai) Ltd
董事/Director

慶應義塾大学経済学部を卒業後、2013 年にあらた監査法人(現 PwC あらた有限責任監査法人)に入所し、財務報告アドバイザー部に所属。主に金融機関向けの USGAAP 及び IFRS のコンバージョン業務や、海外進出案件に従事。2016 年 7 月から SCS 上海に赴任し、会計・税務業務を中心としたコンサルティング業務に従事。M&A に伴う財務デューデリジェンスや持分譲渡、不正調査、新規設立、中国撤退等の案件に多数関与。

² 企業会計準則第 14 号—収入

³ 「关于征求《企业会计准则第 14 号—收入(修订)(征求意见稿)》意见的函」(财办会[2015]24 号)

Business



【Hong Kong】

香港における BEPS への対応に関する公開草案の概要

山口 和貴 Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

BEPS の概要

BEPS とは「Base Erosion and Profit Shifting」の頭文字による略語です。日本語では「税源浸食と利益移転」と訳されています。グローバル企業がグループ関連者間における国際取引により、二国以上の課税制度の違いから生じる国際的二重非課税を利用して租税回避行為を行うことがあります。簡単に言えば、各国の課税制度の違いを利用して税率の高い国から無税または低い税率の国へ所得を移し、納税額を最小限に抑える行為です。これらの行為はただちに違法とはいえませんが、税制度や租税条約の隙間をついた手法といわれ批判が集まっています。

このような行動の防止は各国が単独で税法を変更しても達成できるものではなく、多国間の協調が必要になります。また、関連する税法ルールは多岐に渡ることから、各制度間の整合性を取りつつ、包括的なルールを定めていく必要があります。このような背景からG20 の要請を受けて経済協力開発機構(OECD)はBEPS 行動計画を策定し、2013年7月に公表しました。BEPS 行動計画は図表1の15項目からなります。

香港における BEPS への対応

香港政府は16年10月26日に、香港における BEPS への対応に関する公開草案(Consultation

【図表1】BEPS 行動計画

1	電子商取引課税
2	ハイブリッド・ミスマッチ取り決めの効果否認
3	外国子会社合算税制の強化
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限
5	有害税制への対抗
6	租税条約の濫用防止
7	恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止
8	移転価格税制(①無形資産)
9	移転価格税制(②リスクと資本)
10	移転価格税制(③他の租税回避の可能性が高い取引)
11	BEPS の規模や経済的効果の分析方法の策定
12	タックス・プランニングの報告義務
13	移転価格関連の文書化の再検討
14	相互協議の効果的実施
15	多国間協定の開発

Paper on measures to counter Base Erosion & Profit Shifting)を公表しました。公開草案において、香港政府は OECD が15年10月に公表した BEPS 最終報告書を受けて、香港は最低でも以下の4点について取り組んでいくことを公約しています。

- 行動計画 5: countering harmful tax practices (有害税制への対抗)
- 行動計画 6: preventing treaty abuse (租税条約の濫用防止)
- 行動計画 13: imposing Country-by-country (CbC) reporting requirement (移転価格関連の文書化の再検討)

- 行動計画 14 : improving cross border dispute resolution mechanism (相互協議の効果的実施)

このうち、日系企業にとって大きな影響がある可能性があるのは、行動計画 13 (移転価格関連の文書化の再検討)ではないかと思えます。

従来 of 香港における移転価格制度

香港では、これまで移転価格制度に関する規定がなく、実務上のガイドラインである DIPN (Departmental Interpretation Practice Note: 解釈指針) 46 が公表されているのみでした。これは、一般的に OECD モデル租税条約や移転価格ガイドラインに従っているものであり、移転価格算定方法は OECD ガイドラインに準じて基本三法を優先適用する等の内容を述べているものです。また、この DIPN46 では、移転価格文書については作成が推奨されるものの作成の義務はないこととされていました。従って DIPN 46 により、香港でも移転価格課税が徐々に行われて来てはいたものの、移転価格文書作成の義務がないことから、日系企業において移転価格に対する事前の準備をしている会社はそれほど多くなかったと思われます。

今後の香港における移転価格制度

本公開草案では、これまで税務条例に規定がなく、実務ガイドラインのみであった移転価格税制に関する制度を、香港税務条例の条文として成文化するとしています。公開草案では、OECD が推奨するマスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書からなる3層構造の文書化を採用しています。それぞれの文書の概要は下記の通りとなり、今ま

で義務化されていなかったこれらの移転価格の文書化が義務付けられることとなります。

Master file (マスターファイル)	多国籍企業の事業概要等を記載
Local file (ローカルファイル)	個々の関連者間取引に関する詳細な情報を記載
CbC report (国別報告書)	国別に合計した所得配分、納税状況、経済活動の所在、主要な事業内容等を記載

ただし、企業に過度の負担をかけることを避けるため、以下の3つの条件のうちいずれか2つを満たす納税者に対しては、マスターファイルとローカルファイルの作成が免除される予定です。

- i. 総年間売上が1億香港ドル以下
- ii. 総資産が1億香港ドル以下
- iii. 従業員が100名以下

香港にある日系企業で、従業員が100名超の会社はそれほど多くないかもしれませんが、年間売上が1億香港ドル超かつ総資産が1億香港ドル超の会社は多数あると思われる、多数の日系企業がマスターファイルおよびローカルファイルの作成が義務付けられる可能性があります。

また、国別報告書の提出基準は OECD の推奨基準に従って、年間の連結売上が7億5,000万ユーロ(約68億香港ドル)以上で設定されることが提案されています。この基準に照らすと、香港では約150社が提出の対象となる見込みとのことで、大部分の日系企業は対象外となることが予想されます。

なお、公開草案によると、対象となる企業は 18 年中に情報を収集し、19 年度中に初回の報告書を提出することが要求される計画とのことであり、17 年度中には税務条例の改正が行われる可能性があります。

まとめ

税率が 16.5%と低い香港では、所得が流出するというよりも集まって来やすい地域のため、従来は移転価格税制の執行は緩やかに行われてきました。しかし、香港税務条例の条文として成文化された場合、アームズレングス(独立企業間価格)ではない取引を行っている企業に対して、香港税務局は課税所得を調整する権限を有することになります。

上記内容は公開草案であり、法令の改正にはもう少しばかり時間を要するとは思われますが、一定の規模以上の会社については、義務化されていなかった移転価格文書の作成が義務付けられることになるため、香港にある日系企業にとっても移転価格の準備を迫られていると言えます。



山口 和貴

(やまぐち かずたか)

Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

国内大手監査法人および中堅監査法人にて、法定監査業務、公開準備業務、財務デューデリジェンス業務、内部統制導入支援業務、IFRS 導入支援業務などに従事する。また、監査法人在籍中には、中国広州市に駐在し、華南地区および香港の日系企業に対し、会計・税務等に関するコンサルティング業務に従事した経験を持つ。現在は香港および中国に進出する日系企業へのコンサルティング業務に従事し、会計・税務面のアドバイスや、組織再編・M&A のサポートを行っている。



【アジア経済情報】

シンガポール

～成長率は+1%台で推移する見通し～

稲垣 博史 みずほ総合研究所

2016年3Qの成長率はマイナス

16年3Q(7～9月期)の実質GDP成長率は、前期比年率▲2.0%と、前期の同+0.1%からマイナス成長に陥った(図表1)。最終需要は軒並み不振で、景気は非常に低迷している。

個人消費は、前期比年率▲0.2%と三四半期連続のマイナスとなった。失業率は2.1%と依然として低水準を維持しているものの、雇用者数の前年比増加率が三四半期ぶりの低水準となるなど、雇用環境が厳しさを増していることが背景にあるとみられる(図表2)。総固定資本形成と政府消費は、前期大幅増の反動から、いずれも減少した。

財貨・サービス輸出は、前期比年率+0.4%と微増だった。再輸出は拡大したものの、非石油地場輸出が不振だった。財貨・サービス輸入は同▲3.0%で、実質GDP成長率に対する純輸出の寄

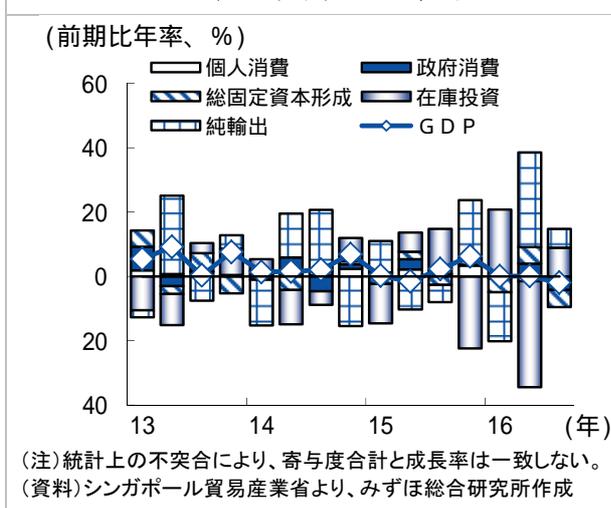
与度は+5.8%PTと前期の+29.5%PTから大幅に縮小した。一方、在庫投資は、前期大幅減の反動から成長率の押し上げに寄与した。

鉱工業生産と景気先行指数は堅調、輸出は不振

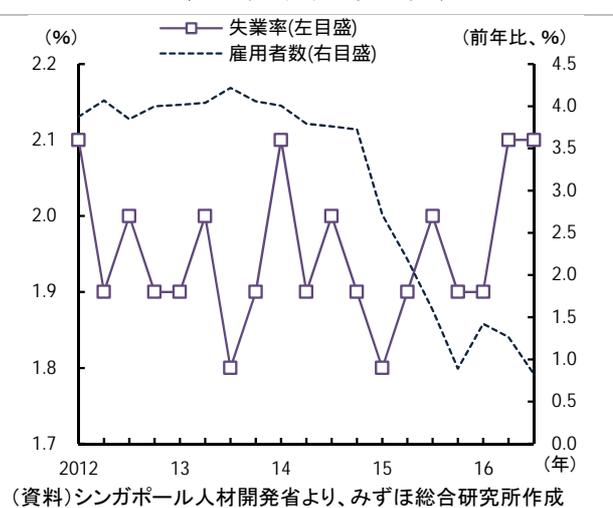
直近の指標をみると、10月の鉱工業生産は前月比▲0.1%とほぼ横ばいだったが、3Q平均対比でみると+2.7%であり、水準は高いと判断している。9月の景気先行指数は、103.2と6月の102.3から上昇した。一方、通関実質輸出は3カ月連続の減少となる前月比▲2.1%と不振であった。

シンガポール通貨庁(MAS)が金融政策の判断材料として重視するコア消費者物価指数(コアCPI)の伸び率は、10月に前年比+1.1%と前月の同+0.9%から上昇した(次頁図表3)。電気料金の上昇率が縮小したことが主たる要因である。

図表1 実質GDP成長率



図表2 失業率と雇用者数

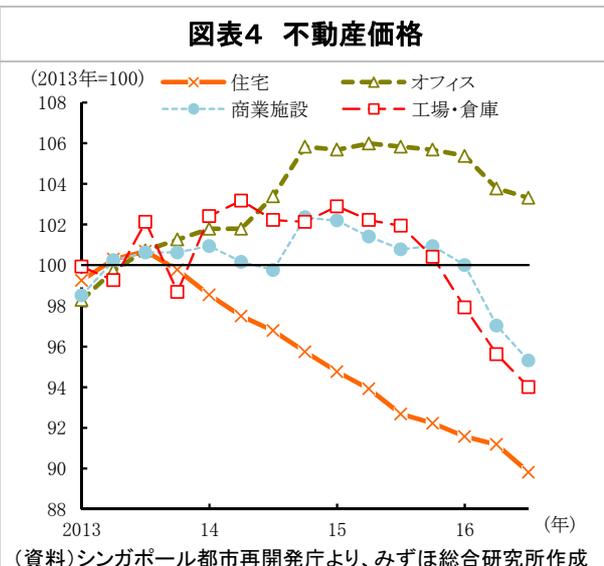
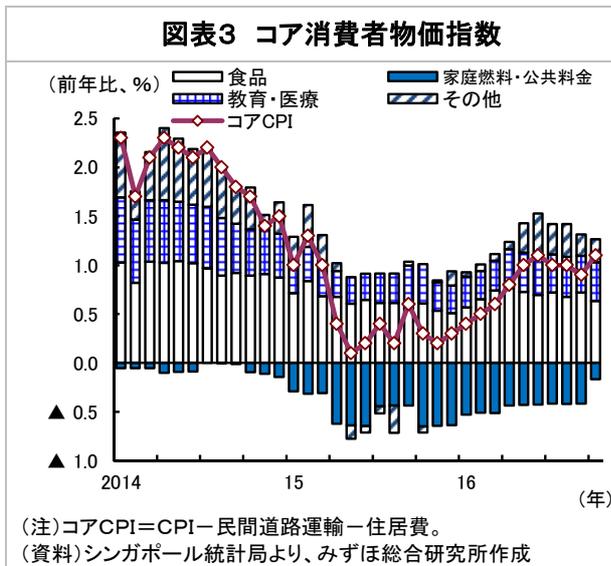


成長率は低水準で推移

MASは10月25日、半期経済報告を発表した。これによると、「16年の成長率は+1~2%という予測の下限、17年はそれを多少上回る程度」と予測されている。また、雇用者1,000人当たりのレイオフ数が、15年前半の1.7人、同年後半の2.1人に対し、16年前半は2.4人に達しているとして、雇用環境の悪化が強調されている。

16年10~12月期の成長率は、3Qにおける大幅マイナス成長の反動で、いったんは上昇する可能性が高いとみている。

もともと、17年の成長率は低調だろう。米国を中心に世界経済の持ち直しが見込まれるが、周辺アジア諸国の成長率は横ばいとみられ、輸出は緩やかな伸びにとどまろう。このため、設備投資の回復も遅れそうだ。また、景気に運行する雇用・所得環境はさらに悪化し、個人消費を下押しするとみられる。一方、政府支出は堅調に増加し、引き続き景気を下支えするとみている。実質GDP成長率は16年が+1.3%、17年が+1.7%と予測する。



【注目点:不動産価格が大きく下落】

不動産価格をみると、印紙増税などの規制強化を契機に、住宅は13年9月をピークに下落が続いてきた。そして15年以降は、業務用不動産も下落し始め、16年に入るとその傾向が顕著になっている(図表4)。この背景にあるのは景気低迷だ。

特に、10~12年頃に急上昇していた工場・倉庫の下落が最も急激で、輸出不振が打撃になっているとみられる。また、個人消費の低迷から、商業施設の落ち込み方も大きくなっている。さらに、15年は供給不足からあまり下落しなかったオフィスについても、足元で供給が増えたことから下落傾向がより明確になった。

シンガポールの場合、一般に銀行経営は健全であり、不動産価格が多少下落しても直ちに金融システムに不安が生じる可能性は低い。ただし不動産価格の下落は、住宅等の不動産を保有する家計に対しては直接的に、また不動産関連銘柄の下落を通じて株式を保有する家計に対しても間接的に逆資産効果を及ぼし、雇用・所得環境と共に個人消費を下押しする要因となるだろう。

Back Issues

2016年6月発行 第53号

- ・ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業～2015年度「アジアビジネスアンケート調査」から～
- ・成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント
- ・India:インドビジネス最新情報 [20]インドにおける対外商業借入(ECB)規制に関する改正
- ・Vietnam:ベトナム現地法人設立にあたっての事務上の検討事項
- ・Indonesia:インドネシアにおけるネガティブリストの改正
- ・Hong Kong:香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇案の概要
- ・China:企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金
- ・China:「中華人民共和国物権法」の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」の解説

2016年7/8月発行 第54号

- ・2016年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港における商標登録
- ・India:インドの税制 [59]新会社法のもとでの現地法人の設立手続き
- ・Malaysia:知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント
- ・Vietnam:初めてベトナムへ駐在する場合の個人所得税申告の実務における留意点
- ・Vietnam:ベトナム民法の改正～表見法理の新設～
- ・Philippines:フィリピンの投資環境
- ・China:私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説
- ・China:営業税から増徴税への改革～生活サービス業への影響～

2016年9月発行 第55号

- ・フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～
- ・香港における事業再編～「新会社条例」による最新合併事情
- ・2025年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策
- ・Thailand:タイにおける固定資産の管理と税務処理
- ・Vietnam:ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項
- ・India:インドビジネス最新情報 [21]日印社会保障協定の発効
- ・Singapore / Hong Kong:退職後の競業禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー
- ・China:中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [23] 2016年食品安全重点活動計画および企業の留意点

2016年10月発行 第56号

台湾新政権下における中台関係と経済の行方(前編)～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～

- ・中国のAEO制度とその活用
- ・インドの税制 [60]インドにおけるLLP制度
- ・マレーシア新会社法の概要
- ・ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向
- ・ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税
- ・金融口座に関する自動的情報交換(AEOI)制度の導入
- ・法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～

2016年11月発行 第57号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先～「13次5カ年」期の中国産業政策～
- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編)～蔡新政権の経済政策を展望する～
- ・新税制導入後の中国における越境ECの動向
- ・Philippines:フィリピンの会社清算
- ・Vietnam:ベトナムのPE課税の現状と将来への対策
- ・India:インドビジネス最新情報 [22]企業の社会的責任(GSR)に関する開示事例の検討
- ・Taiwan:台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説
- ・China:企業移転における主な留意点～企業の不動産資産の法的保護を中心に～
- ・China:企業間での貸付行為の効力問題

2016年12月発行 第58号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先～「13次5カ年」期の中国産業政策～
- ・中国のドローン産業と日系参入のアプローチ
- ・香港統括会社の現状とCTCへの対応～在香港日系統括会社調査より～
- ・華南における工場移転にかかる実務上の留意点
- ・インドの税制[61]インド物品・サービス税(GST)の最新動向～そのインパクトと企業の対応～
- ・インドネシア税務調査
- ・カンボジア税務調査の最新トレンドと対策
- ・台湾の法定休日
- ・解説・中国ビジネス法務[24]「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と企業の留意点

2017年1/2月発行 第59号

- ・2016年下期為替市場の回顧と17年上期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港の賃金動向～2016年の回顧と17年の展望～
- ・Vietnam:ロイヤルティーに関する税務上の留意点
- ・Vietnam:投資法の改正案
- ・India:インドビジネス最新情報 [23]均等化税の概要
- ・Indonesia:インドネシア会社法上の「買収」手続き
- ・Malaysia:2017年度マレーシア予算案における税制改正
- ・China:非居住企業による中国法人持分の譲渡取引の要点

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）
TEL (65) 6805-3660

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。